

東戸塚小学校の 過大規模校対策について

令和5年4月19日（水）

①14時～ ②18時～

教育委員会事務局

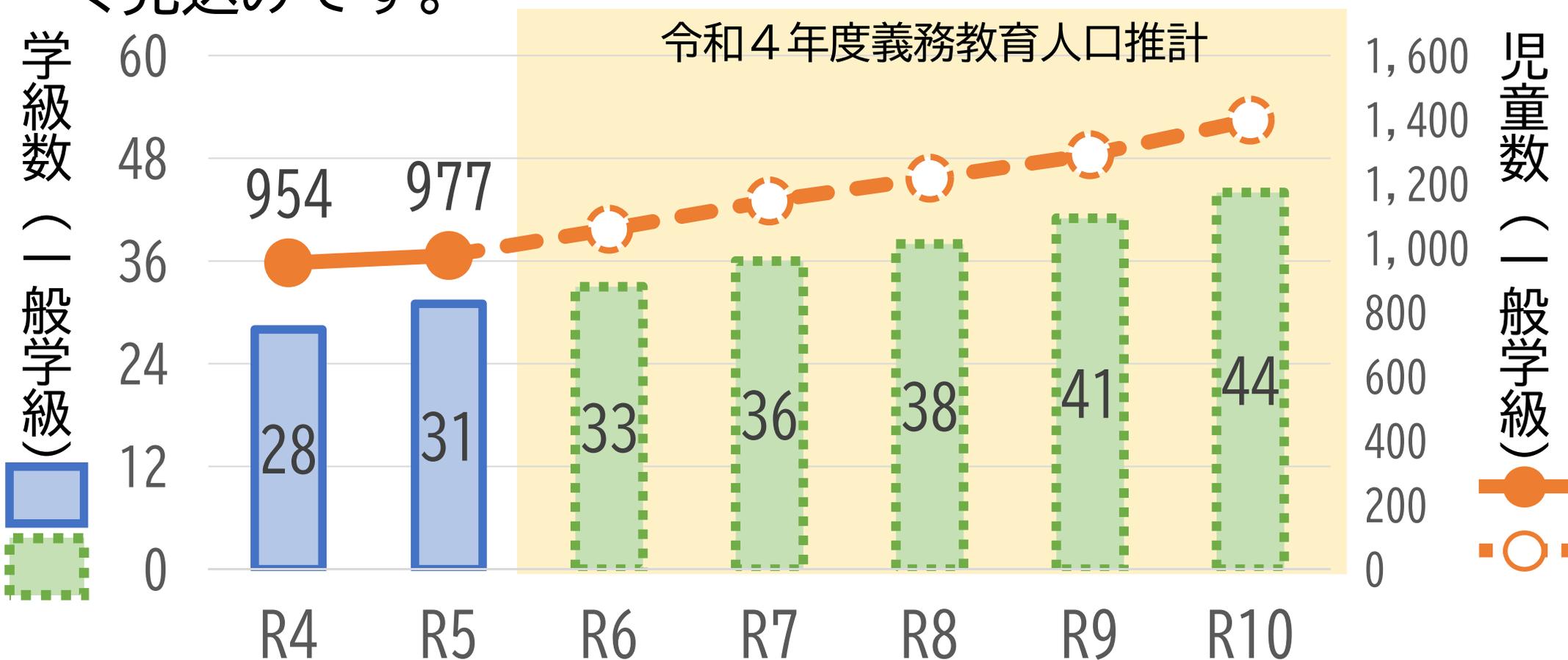
学校計画課 教育施設課

1 東戸塚小学校の現状と 対応策について

担当：学校計画課

1-(1) 現状と見込み（児童数・学級数の推移）

令和5年4月7日現在、6学年あわせた一般学級の児童数は977名、31学級（全体：児童数1025名、38学級）ですが、今後、児童数が増加し、学級数も増加していく見込みです。



※R4は令和4年5月1日現在の実数値。R6以降は令和4年度義務教育人口推計値

1-(2) 規模が大きくなることによる課題<1>

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模化・適正配置等に関する手引」（平成27年1月策定）では、大規模校では次のような課題が生じる場合があるとされています。

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる

1-(2) 規模が大きくなることによる課題<2>

- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する
- ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる

1-(2) 規模が大きくなることによる課題<3>

- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる

文部科学省では、従来から31学級以上を過大規模校としたうえで、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

1-(3) 学級規模の考え方

横浜市では、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成30年12月改訂）において、次のように定めています。

適正な学校規模の考え方（抜粋）

11	12	24	25	30	31	(学級数)
小規模校		適正規模校		準適正規模校		過大規模校

小学校では12～24学級※を「適正規模校」とし、11学級以下を「小規模校」、25～30学級を「準適正規模校」、31学級以上を「過大規模校」とする。

※学級数は一般学級の合計で考えます。

1-(4) 基本方針での考え方

過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設（新しい学校の設置）を検討する

としています。ただし、

- ・ 適した用地の確保が困難なとき
- ・ 施設、教育内容、児童生徒指導等に支障がないとき

分離新設以外のその他の方策を柔軟に講じることを検討します。

1-(5) 東戸塚小学校の場合…

- ・本市の財政状況を鑑み、制定された「横浜市資産活用基本方針」（令和4年12月改訂）では、新たな用地取得は原則的に行わないとされています。

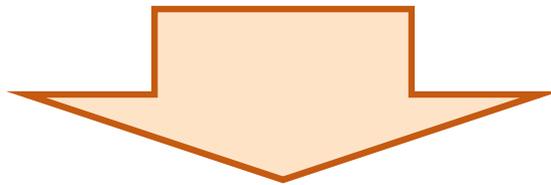
⇒新たな土地を取得することが困難な状況です。

- ・東戸塚小学校は、市立小学校敷地平均の2倍超の面積を有しています。

⇒分離新設するとしたら、東戸塚小学校の敷地を分割して、新しい学校をつくることが案になり、過大規模校とは別の課題が生じてしまう可能性があります。

1-(5) 東戸塚小学校の場合…

- ・ 建替えなど、大規模な老朽化対策を行う予定になっている



過大規模校の課題のうち、
施設面に関する必要な対策ができる

分離新設にこだわらず、
幅広く方策について検討します

1-(6) 想定される過大規模校対策の方策(1)

過大規模校において生じる可能性のある課題を解消する方策として、現在想定されているもの

- ①単独整備案…建替え又は長寿命化・増築によって、教室等を補い、1校として運営する
- ②分校設置案…「東戸塚小学校◆◆分校」を設置して、本校と分校の体制で運営する
- ③分離新設案…新しい小学校を整備して、それぞれ別の学校として運営する

1-(6) 想定される過大規模校対策の方策(2)

東戸塚小学校で想定される「分校」とは？

通学区域を分けるのではなく、学年によって、使用する校舎を分ける「学年別分校」を想定しています。

(例)

東戸塚小学校
本校



使用する学年 1～4年生

東戸塚小学校
◆◆分校



5～6年生

敷地は名目上分かれますが、一体的に使用できるようフェンス等の設置は行わないことを想定しています。

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<1>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
児童の 学習・ 生活環 境等	学級数が多く、学年全体や全学年が一同に集まって行う活動の内容や場所が限られ、学校としての一体感を保ちにくい		学年全体や全学年が集まって活動しやすく、学校として一体感を保ちやすい
	一学年の学級数が多いため、授業の進捗にばらつきが生じやすい		一学年の学級数が少なく、学校ごとに学習の進捗をそろえやすい

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<2>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
児童の学習・生活環境等	一学年の人数が多く、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせづらい	本校と分校で行事を分けることで役割を持たせやすいが、学校としての一体感を保ちにくい	運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせやすい
	1校として学校運営を行うため、比較されることがない		2校が隣接するため、常に比較対象となり、学校間で過剰な競争意識が生じる

1-(7) 方策案のメリット・デメリット<3>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
地域・通学区域	通学区域は現在のまま変わらないため、新たな問題は生じない		現在の通学区域を2つに分ける必要があり、地域の役割分担などの負担が増える
施設	基本的に1校分を整備する	基本的に2校分の整備を行うことが可能（ただし、給食室や図書室等を共用施設とすることも可）	

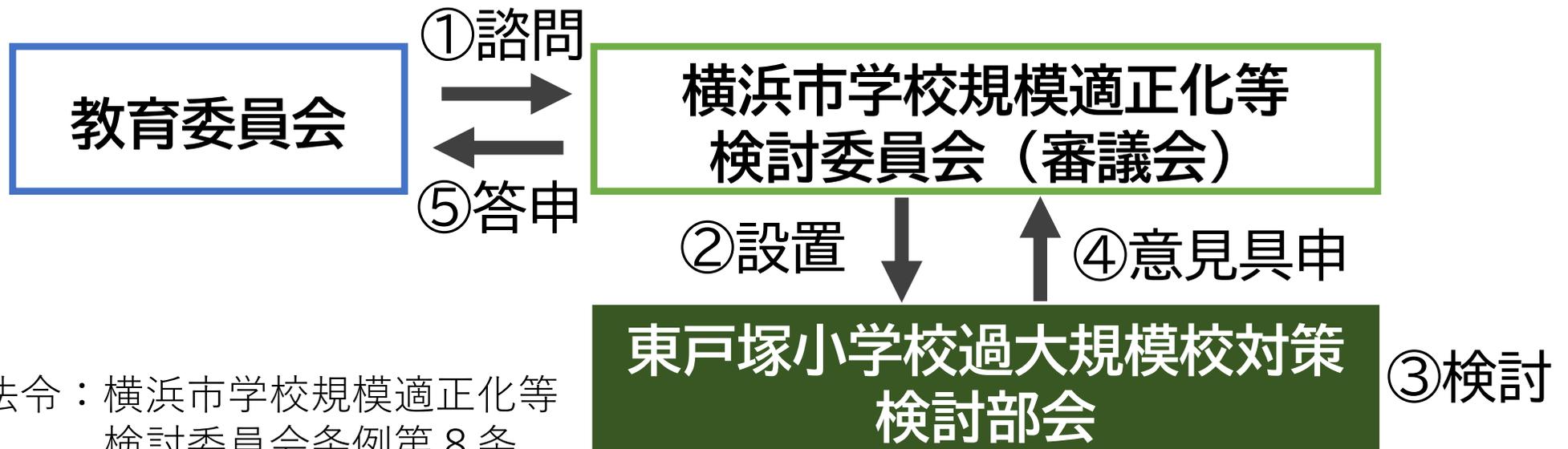
1-(7) 方策案のメリット・デメリット<4>

	① 単独整備案	② 分校設置案	③ 分離新設案
教職員	基本的に1校分の教職員配置となる	1校分に加えて、分校運営に必要な教職員配置ができる	2校それぞれの運営に必要な教職員配置ができる
学校名等	学校名も変わらず、これまでの校歌・校章等を引き継げる	分校は、東戸塚小学校◆◆分校となるが、校章や校歌等はこれまでのものを引き継げる	新設校は、学校名や校歌、校章等を新しくする必要がある

1-(8) 検討の進め方<1>

過大規模校対策の検討は、本市教育委員会の附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「審議会」という。）に設置された、『東戸塚小学校過大規模校対策検討部会』で行います。

教育委員会からの諮問を受けた審議会が、地域や学校ごとに個別具体的な検討を行うために設置するものです。



根拠法令：横浜市学校規模適正化等
検討委員会条例第8条

1-(8) 検討の進め方<2>

東戸塚小学校の過大規模校対策検討部会は、東戸塚小学校に関わる地域や保護者の代表者、学校長などを委員として構成されます。

検討した内容は意見書にとりまとめ、審議会に意見具申していただきます。

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会



それぞれの
方策案の利
点・課題な
どを踏まえ
検討



対策案を
意見書に
とりまと
める

1-(9) 検討状況のお知らせ



東戸塚小学校過大規模校対策検討部会において検討した内容や結果などについては、

「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会ニュース」に取りまとめます。

ニュースは、市ホームページに掲載するほか、東戸塚小学校の児童の保護者、通学区域内にお住まいのみなさまに全戸配付してお知らせします。



掲載するホームページ

横浜市 トップ>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育
>教育に関する施策・取組>横浜市立小・中学校の通学区域
制度及び学校規模の適正化>過大規模校の対策>東戸塚小学校
(戸塚区)

1-(10) 検討に関する御意見・御質問

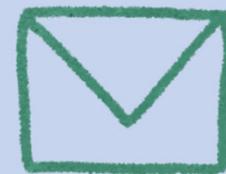
東戸塚小学校過大規模校対策検討部会が設置されている間、みなさまからの御意見・御質問を受け付けます。

事務局にお寄せいただいた御意見は、受付日以後に開催される部会で、委員のみなさまに報告し、ニュースにも概要を記載いたします。

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会



事務局：横浜市 教育委員会事務局 学校計画課



メールアドレス ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp

電話 045-671-3252 ファクス 045-651-1417

2 当面の教室数不足等への対応

担当：教育施設課営繕係

2-(1) 老朽化対策実施までの対応

- ・ 現在は、31学級で今後も児童数増で学級数が増える
- ・ 老朽化対策実施までに教室数が不足
↓
一時的な対策としてプレハブ校舎を建設

2-(2) 改修の進め方について

- ・令和7年度に、校舎内では賄えなくなる
- ・それまでにプレハブの設置が必要

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	設計	工事	供用開始

※プレハブ校舎の設置により、校庭の一部が使用できなくなります

2-(3) 仮設校舎の設置場所 (案)



A案設置場所

B案設置場所

配置図・1階平面図 1/500



2-(4) 給食室の改修

- ・現在の設備では、老朽化対策までの児童数の増加に対応できない
→給食室の設備を増強します

年度	工事時期	改修場所	給食提供の影響
令和5	夏休み	給食室	なし

※給食室についても老朽化対策時に、あらためて対応を検討します

3 老朽化対策について

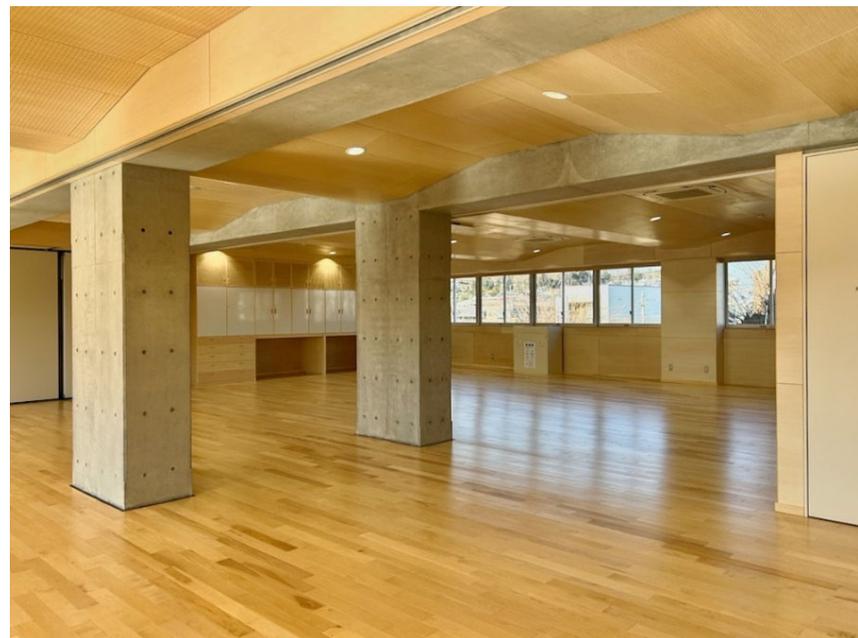
担当：教育施設課計画推進係

3-(1) 横浜市の学校建替えの取組状況

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」
(平成29年5月策定)に基づき、老朽化した小・中学校
施設を計画的に建替えています。

東戸塚小学校も、老朽化対策の対象となっています。

【建替校の一例】 都岡小学校（旭区）の校舎棟外観、音楽室



3-(2) 一般的な建替えの進め方

一般的な老朽化対策（建替え）のスケジュールは次のとおりです。

工事期間は学校の状況や工事方法により異なります。

1年目	2年目	3～4年目	5年目～
基本 構想	基本 設計	実施設計	工事

3-(3) 東戸塚小学校での進め方

過大規模校対策検討部会

- ・ 過大規模校対策の方策
(単独整備／分校／
分離新設)

施設整備についての検討

- ・ 配置や工事方法の検討
- ・ 工期や工事費等の確認

事務局

- ・ 施設規模の決定
- ・ 建替えや増築・改築等
の手法の検討
- ・ 法令や敷地条件の確認

施設整備意見交換会

市役所内部の審査

↓
工事へ

3-(4) (参考) 長寿命化について

- ・ 建替えにかえて「長寿命化」も選択肢と考えています。
- ・ 長寿命化とは、現在の学校施設を活用し、構造躯体の安全性を確認したのち、劣化対策や設備更新・内部の改修を行うものです。

⇒本市ではまだ施工例がなく、外部の専門家も交えて検討する必要があります。

※東戸塚小学校の場合、既存校舎を長寿命化した場合にも、不足教室対策としてプレハブ校舎とは別に校舎の増築が必要となります。（校舎増築後にプレハブは撤去）

3-(4) (参考) 長寿命化について

- ・ 長寿命化を行う場合の進め方
 - ① 今後、何年程度学校施設の使用が可能か調査
 - ② 使用見込み年数等に応じた手法を検討
 - ③ 耐力壁や柱、梁などの保全や強化に加え、設備内装の改善、間取り変更等を検討
- ・ 長寿命化の工事も、学校運営しながら行う必要があるため、ある程度の年数をかけて進めることが想定されます。

4 質疑応答

お問合せ先

	担当課	電話	メール
東戸塚小学校の現状と対応策について (検討部会)	学校計画課	671-3252	ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp
施設の改修について	教育施設課 営繕係	671-3258	ky-shisetsu@city.yokohama.jp
老朽化対策について	教育施設課 計画推進係	671-3531	



本日の資料は横浜市教育委員会事務局のホームページでも後日、公開いたします。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo/higashitotsuka-kibo.html>